この手引は、平成23年12月14日付及び平成24年1月10日付で法人税法施行規 則が改正されたことに伴い、平成23年12月14日以後に終了する事業年度及び平成 24年1月10日以後に終了する事業年度で使用する別表について、「平成23年版法人 税申告書の記載の手引」に説明を追加又は補正したものです。

平成23年版

法人税申告書の記載の手引

(追補版)

平成 24 年 5 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法……法人税法 (昭 40 法律第 34 号)

措置法……租税特別措置法(昭 32 法律第 26 号)

震災特例法…………………東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平

成 23 年法律第 29 号)

別表一(一) 「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格 のない社団等の分」の申告書

○ 各欄の記載要領(追加分)

平成24年1月10日以後に終了する事業年度分の場合

(1) 一般の場合

| 欄 | 記 | 載 | 要 | 領 | 注意 | 事 項 |
|---------------|---|---|---|---|----|-----|
| 「法人税額の特別控除額3」 | 平成 24 年 1 月 1 は、この欄の算式を 「16」 + 別表六 (八 (十一)「23」 + 別表 + 別表六 (十八)「2 十二)「21」 + 別表 「12」 + 別表六 (二- 「9」)」と読み替えて | を「(別表)「19」 六(十二 4」+別 六(二十 十六の二) | を六(六)「2' +別表六(十 こ)「22」+別 表六(十九)「 ・五)「24」+)「24」+別割 | -)「23」+別表六 表六(十五)「32」 「22」+別表六(二 -別表六(二十六) 長六(二十六の三) | | |

別表三(一) 「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成 24年1月10日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄 | 記 | 載 | 要 | 領 | 注 | 意 事 | 項 |
|--|---|--|--|--|---|-----|---|
| 「住民税額の計算の基礎となる法人税額5」 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「7」+「10 の外書」ー「11」ー「43」)ー別表六(十)「23」ー別表六(十二)「23」ー別表六(十二)「22」ー別表六(十二)「32」ー別表六(十八)「24」ー別表六(十九)「22」ー別表六(二十二)「21」ー別表六(二十六の二)「24」ー別表六(二十六の二)「24」ー別表六(二十六の三)「9」) | 税額の特別控除》 の事業年度の区分 (1) 平成23年4月1 左記の算式に 「16」+別表六(/ 控除した金額を (2) 平成23年4月1 左記の算式中 表六(十五)「16」 | に規定する に規定じ、そ に以り計算 い)「19」+ 別 記載に開 日別表 「別表へ(+「21」)」 | の中小企業者 されぞれ次に 開始する事業 した金額か 川表六(二十二。 台した事業年 十五)「32」」 と読み替え | こより記載します。 美年度 ら、(別表六(七) 六)「12」)の金額を | | | |

別表七(一) 「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」

○ 各欄の記載要領(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する事業年度分の場合

| | 欄 | | 記 | 載 | 要 | 頁 | 注 | 意 | 事 | 項 |
|--------------|---------------------------------|-------------------------|----------------|---------------------------|--|--------|---|---|---|---|
| 「災害により生じた損失の | 「災害により 生じた損失の 額」の各欄共 通 | ます。) と なお、そ ください。 | に区分して の明細を次 | 記載します。 の表により5 った資産の | 別紙に記載し | | | | | |
| 損失の額の計算」 | | 資産の 種 類 | 災害前の 帳簿価額 | 滅失等による損失 | 原状回復 の費用 <u>・</u> 被害拡大 等防止の 費用 | 計 | | | | |
| がの各欄 | | | 円 | 円 ***** | 円 | ₩ ₩ | | | | |

○ 各欄の記載要領(追加分)

平成24年1月10日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄 | 記 | 載 | 要 | 領 | 注意 | 事 項 |
|-----------|----------------------|-----------------|----------------|--|----|-----|
| 「当期控除額 2」 | 定の適用を受ける 額①」の金額は、 | る場合には、 再投資等準 | 別表四「差 備金として | 資等準備金》の規 経引計 43」の「総 積み立てた金額を の同欄の金額を記 | | |

別表十六(一) 「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関 する明細書」

○ 各欄の記載要領(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成24年1月10日以後に終了する事業年度分の場合

| 欄 | 記 | 載 | 要 | 領 | 注 | 意 | 事『 | 項 |
|---------------------|---|---|---|--|-----|---|----|---|
| 「租税特別措置法適用条項 31」 | 措置法又は震災は割増償却に関す等を上段に記載しまた、その特別します。 なお、震災特例活適用を受ける場合とあるのは、「震災 | る規定のi ます。 償却率又/ たによる特 にあって/ | 適用を受ける は割増償却率 別償却 <u>又は</u> よ、この欄の | が場合に、条文番 ぶを「()」に記 <u>割増償却</u> の規定 「租税特別措置活 | 最載の | | | |

別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

○ この明細書の用途(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成23年12月14日以後に終了する事業年度分の場合

この明細書は、法人が措置法第52条の3 (準備金方式による特別償却) (震災特例法<u>第18条の6第1項前段(準備金方式による特別償却)</u>の規定により<u>同法の特別償却又は割増償却</u>の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。) の規定の適用を受ける場合に使用します。